

東京家庭裁判所から 新書式利用の試行について

家事事件手続法が来年1月1日に施行されるに伴い、東京家庭裁判所より、新書式利用の試行についての協力依頼がございましたので、お知らせします。

平成24年7月31日

東京弁護士会長 殿
第一東京弁護士会長 殿
第二東京弁護士会長 殿

東京家庭裁判所長 西岡清一郎

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、東京家庭裁判所の運営につきまして、御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、家事事件手続法の施行日を平成25年1月1日とする政令が公布され、施行日まで残すところ約5か月となりました。既に、申立書の写しの相手方への送付の試行的運用について、平成23年6月1日から代理人弁護士による申立てに係る事件についても定型の申立書書式の利用をお願いしているところですが、施行後の円滑な運用を図るためにも、施行後の運用を予定している他の書式についても事前の利用を開始し、運用上の問題点等を事前に把握しておくことが必要な時期に来ているものと思われます。

については、当庁（立川支部を除く。）において、下記のとおり、裁判所で定めた書式利用の試行を行う予定ですので、各会所属の弁護士に周知いただき、書式の利用についてご協力いただきますようお願いいたします。

なお、立川支部でも同様の試行を検討していますので、実施時期については追ってお知らせいたします。

敬具

記

1 書式利用の開始時期

(1) 非開示の希望に関する申出書及び連絡先の届出書について

平成24年9月3日（月）

(2) その他の書式

平成24年10月1日（月）

2 対象事件

上記1記載の各利用開始時期以降に申立てのあった事件（ただし、関連事件が開始時期以前に係属している場合を除く。）

3 試行期間中に使用する書式について

施行時に使用する書式の中には、家事事件手続法の規定を前提とした表現が含まれているので、試行期間中についてはこれに合わせた表現に修正する予定である。

4 書式のホームページへの掲載

利用する書式については、利用開始前に当庁のホームページ上に掲載する予定である。

平成24年8月3日

東京弁護士会長 殿

第一東京弁護士会長 殿

第二東京弁護士会長 殿

東京家庭裁判所家事所長代行 河野清孝

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、非開示の希望に関する申出書及び連絡先等の届出書の書式利用の試行については、7月31日付け貴弁護士会長あて当庁所長書簡によりお知らせしたとおりですが、同試行に当たって、当庁が、9月からの利用を予定している相手方への説明文（期日通知等を送付する際に同封するものです。申立人には手続案内時又は申立時に口頭で説明する予定です。）及び当庁ホームページへの掲載文を参考に送付します。ホームページへの掲載は8月20日から24日までの間に行う予定です。

なお、両書式の試行については、以下の点にご留意ください。

代理人の委任状は、記録の一部として、閲覧・贋写の対象になり得る書類ですので、他方当事者に知られてもよい住所（申立書記載の住所）を記載してください。

非開示の希望に関する申出書は、非開示を希望する書類の上にステープラー（ホチキスなど）でとめて、一体として提出するものとなっていますので、ファクシミリによらず、郵送又は持参して提出してください。

おって、以上について、各会所属の弁護士に周知いただき、書式の利用にご協力いただきますようお願いいたします。

敬具

相手方への説明文（期日通知等を送付する際に同封するもの）

＜家事事件の相手方となった方へ＞

同封した書式のうち、「連絡先等の届出書」と「非開示の希望に関する申出書」について、以下の事項をお読みいただき、「連絡先等の届出書」は必ず、「非開示の希望に関する申出書」は必要に応じて、回答書とともに、期日の1週間前までに裁判所に送付してください。ご協力をよろしくお願ひします。

1 連絡先等の届出書について

今回は、本事件の申立書に記載されたあなたの住所あてに書類を送付しましたが、今後、裁判所があなた宛に書類を送付したり、連絡をする際の、「書類の送付場所」や「平日昼間の連絡先」を教えていただく必要があります。そこで、同封した「連絡先等の届出書」に、上記事項を記載して、回答書とともに期日の1週間前までに裁判所に提出してください。申立書に記載された住所を返送場所として希望される場合にも、この届出書の該当箇所にチェックを入れて、必ず提出してください。

また、この「連絡先等の届出書」の非開示を希望する場合には、同封の「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記入して、この届出書の上にステープラー（ホチキスなど）で付けて一体として提出してください。その場合には、この届出書は、原則として、他方当事者に開示することはしない取扱いになっています。非開示の希望に関する申出書の説明は、下記2をご覧下さい。

2 非開示の希望に関する申出書について

裁判所に提出した書類等のうち、申立人等に知られたくない情報があり、家庭裁判所が見る必要がないと思われる

部分はマスキング（黒塗り）をして提出することになります（例えば、住所を知られたくない場合には源泉徴収票上の住所を黒塗りするなどが考えられます。）。しかし、マスキング処理をすることができない書面については、この「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記入し、この申出書の下に当該書面をステープラー（ホチキスなど）で付けて一体として提出してください。

この申出書を付けて提出された書面について、他方当事者から、閲覧・謄写（コピー）の申請がされた場合には、裁判官が、同申出書に記載されている理由や開示によって円滑な話し合いを妨げるおそれがないか等の事情を考慮して、申請を許可するかどうか判断することになります。そのため、この申出書が付けられている書面であっても、閲覧・謄写が許可される可能性がありますが、この申出書が付けられていない場合には、非開示の希望がされていないものとして取り扱うことになりますので、ご留意ください。

東京家庭裁判所ホームページへの掲載文

平成24年9月3日以降の非開示希望情報及び連絡先等の取扱いについて

以下は、東京家裁本庁における取扱いです！

平成24年9月3日以降、家事事件において非開示を希望する資料等を裁判所に提出する場合には、下記1の書面を提出して頂くことを予定しております。裁判所において、非開示の希望がされた情報の管理を徹底し、真に秘匿すべき非開示希望情報の流出を防止するための取り組みとなりますので、ご協力をお願いします。

また、裁判所において、当事者の住所等の連絡先を的確に把握するとともに、これらの情報を適切に管理する観点から、当事者双方に、下記2の書面に連絡先等に関する事項を、記載して提出して頂くことを予定しておりますので、併せてご協力をお願いします。

1 「非開示の希望に関する申出書」について

家事事件において提出した書類等の中に、他方当事者等に知られたくない情報で、裁判所が見る必要がないと思われる部分がある場合には、マスキング（黒塗り）処理をして提出してください（例えば、住所を知られたくない場合には源泉徴収票上の住所を黒塗りするなどが考えられます。）。しかし、マスキング処理をすることができない書面については、この「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記入し、この申出書の下に非開示を希望する資料をステープラー（ホチキスなど）で付けて、一体として提出してください。記載内容の詳細等は、「非開示の希望に関する申出書」の書式及び記載例をご確認下さい。

この申出書を付けて提出された書面について、他方当事者から、閲覧・謄写（コピー）の申請がされた場合には、裁判官が、この申出書に記載されている理由や開示によって円滑な話し合いを妨げるおそれがないか等を考慮して、申請を許可するかどうかを判断することになります。そのため、この申出書が付けられている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性がありますが、この申出書が付けられていない場合には、非開示の希望がされていないものとして取り扱うことになりますので、ご留意ください。

2 「連絡先等の届出書」について

裁判所が、今後、本事件の書類を送付したり、平日昼間の時間帯に連絡をする際に必要となる「書類の送付場所」や「平日昼間の連絡先」をこの「連絡先等の届出書」に記載して、申立人は申立時に、相手方は期日の1週間前の回答書提出時に、裁判所に提出してください。申立書記載の住所と同じ場所を送付場所とする場合でも、必ず、提出してください。

また、この「連絡先等の届出書」の非開示を希望する場合には、この届出書の上に上記1の「非開示の希望に関する申出書」を上記1と同様の方法で提出してください。その場合、この届出書は、原則として開示することはしない取扱いになっています。記載内容の詳細等は、「連絡先等の届出書」の書式及び記載例をご確認下さい。